

資料29 騒音に係る環境基準（令和6年12月末現在）

ア 騒音に係る環境基準

適用地域
京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

地域の類型	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

道路に面する地域	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。
- ①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。
 - ②道路運送法上の一般自動車道であって都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。
- 2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB以下
II	75dB以下

地域の類型	該当地域	区域
I	区域欄に掲げる区域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の地域（鴨川、桂川及び山科川の橋梁並びに大山崎町の国道171号線と東海道新幹線とが交差する橋梁に係る地域については、これら橋梁の橋けた両端のそれぞれの先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径500メートルの円内の地域）のうち、京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の区域。ただし、次の各号に掲げる用地、区域等は除く。 (1) 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地 (2) 東山トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心とした半径400メートルの円内のトンネルに係る部分以外のトンネル用地
	区域欄に掲げる区域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	(3) 鴨川、桂川及び山科川の河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域をいう。） (4) 工業専用地域として定められた区域

資料30 騒音規制法に基づく規制基準等（令和6年12月末現在）

規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○特定工場等において発生する騒音の規制基準

		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業地域
		第2種低層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	商業地域	工業専用地域
		田園住居地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	準工業地域	（久御山町の区域のものに限る。）
昼間	午前8時～午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前6時～午前8時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後6時～午後10時				
夜間	午後10時～午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB

（注）第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第2種区域にあっては夜間を除く。）。

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作業の種類	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートグラントを設けて行う作業 アスファルトグラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	日曜日その他の休日を除く日

（注） 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。

3 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

○自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB以下	55dB以下
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下	65dB以下
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB以下	70dB以下

（注） 1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。

①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。

②道路運送法上の一般自動車道であって都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

区域の区分

区域の区分	該当地域
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

資料 31 夜間営業等の騒音の制限(令和6年 12 月末現在)

規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準（午後10時～翌日午前6時）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	第1種低層住居専用地域	近 隣 商 業 地 域	工 業 地 域
	第2種低層住居専用地域	商 業 地 域	知事が告示で指定する地域
	第1種中高層住居専用地域	準 工 業 地 域	
	第2種中高層住居専用地域	知事が告示で指定する地域	
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準 住 居 地 域		
	田 園 住 居 地 域		
知事が告示で指定する地域			
食品衛生法施行令第35条第1号及び第2号による営業 （ 飲 食 店 営 業 等 ）	4 0 d B	5 0 d B	5 5 d B
専らカラオケ装置を使用させて営む営業			
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常 時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の 機械を使用して行う作業	4 0 d B	5 0 d B	

○飲食店営業等の音響機器の使用制限（午後11時～翌日午前6時）

	第1種区域
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
食品衛生法施行令第35条第1号及び第2号による営業（飲食店営業等）	カラオケ装置 音響再生装置
専らカラオケ装置を使用させて営む営業	
	拡声装置

資料 32 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限(令和6年 12 月末現在)

	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
	第 1 種低層住居専用地域	第 1 種中高層住居専用地域	近 隣 商 業 地 域	工 業 地 域
	第 2 種低層住居専用地域	第 2 種中高層住居専用地域	商 業 地 域	工 業 専 用 地 域
	田 園 住 居 地 域	第 1 種 住 居 地 域	準 工 業 地 域	
		第 2 種 住 居 地 域		
		準 住 居 地 域		
		用途地域として定められていない区域		
午前 8 時～午後 6 時	5 5 dB	6 0 dB	7 5 dB	8 0 dB
午後 6 時～午後 8 時	5 0 dB	5 5 dB	6 5 dB	7 0 dB

(注) 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

遵 守 事 項	(1) 午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。
	(2) 幅員 4 メートル未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。
	(3) 地上10メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
	(4) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。
	(5) 50メートル以内の距離で同一の営業者が 2 以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

資料33 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況(令和6年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	1,665	100	81	813	385	0	298	66	37	78	67	3	0	72	34	46	441	3	169	0	0	86	0	0	0	0	4,444
	特定工場等	302	29	20	10	55	0	19	12	10	37	10	2	0	2	6	6	72	2	16	0	0	6	0	0	0	0	616
空気圧縮機等	特定施設	9,561	340	837	285	1,372	103	434	195	349	667	78	101	0	112	466	350	766	63	60	0	0	1,123	0	0	0	0	17,262
	特定工場等	1,293	84	79	37	142	9	64	25	54	66	34	23	0	29	52	9	159	9	42	0	0	74	0	0	0	0	2,284
土石用破碎機等	特定施設	96	10	14	0	28	0	7	0	6	7	0	0	0	1	0	0	1	10	0	0	0	1	0	0	0	0	181
	特定工場等	22	6	4	0	6	0	1	0	1	4	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	49
織機	特定施設	12,059	8	0	0	102	1	95	0	0	8	0	0	0	8	269	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,571
	特定工場等	2,960	2	0	0	5	1	7	0	0	3	0	0	0	1	9	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,991
建設用資材製造機械	特定施設	23	3	9	0	13	1	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
	特定工場等	16	3	6	0	8	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
穀物用製粉機	特定施設	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
木材加工機械	特定施設	598	151	257	0	56	2	76	7	0	37	19	0	0	1	10	0	31	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1,257
	特定工場等	237	99	37	0	17	1	17	4	6	14	8	0	0	1	2	0	11	4	1	0	0	0	0	0	0	0	459
抄紙機	特定施設	2	0	0	0	2	0	0	0	37	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	特定工場等	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
印刷機械	特定施設	1,722	11	19	0	58	0	79	6	0	4	5	0	0	0	14	13	51	3	17	0	0	7	0	0	0	0	2,009
	特定工場等	408	3	5	0	15	0	11	3	1	3	2	0	0	0	4	1	11	1	4	0	0	3	0	0	0	0	475
合成樹脂射出成形機	特定施設	276	7	0	8	261	0	117	23	41	30	12	0	0	68	32	140	181	1	7	0	0	34	0	0	0	0	1,238
	特定工場等	38	1	0	1	15	0	2	4	3	6	1	0	0	4	3	2	20	1	1	0	0	2	0	0	0	0	104
鋳造型機	特定施設	18	0	3	0	13	0	2	0	99	0	0	0	0	194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	329
	特定工場等	8	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
合計	特定施設	26,040	630	1,220	1,106	2,290	107	1,111	297	569	837	181	104	0	456	833	549	1,494	91	254	0	0	1,251	0	0	0	0	39,420
	特定工場等	5,288	227	152	48	266	12	124	48	75	136	55	25	0	72	77	18	279	19	64	0	0	86	0	0	0	0	7,071

資料34 京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音の特定施設の届出状況(令和6年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	7,335	611	234	966	798	12	790	222	46	487	475	575	18	490	226	71	1,164	3	858	0	0	50	0	8	0	11	15,450
	特定工場等	1,087	89	101	118	85	9	64	63	28	132	38	30	18	46	21	27	171	3	80	0	0	4	0	2	0	3	2,219
圧縮機	特定施設	60,793	1,737	2,096	682	3,362	152	2,173	1,915	897	2,462	1,412	2,103	133	493	2,117	474	1,374	78	536	0	0	1,149	4	78	0	109	86,329
	特定工場等	4,529	171	234	104	337	25	169	142	74	155	181	135	42	80	131	21	170	11	82	0	0	37	1	12	0	15	6,858
送風機	特定施設	5,307	1,143	429	238	422	152	352	294	19	293	257	546	27	269	239	224	246	3	130	0	0	317	0	13	1	2	10,923
	特定工場等	1,017	82	62	40	53	19	42	35	9	43	34	37	7	40	24	7	46	3	14	0	0	16	0	4	1	1	1,636
粉碎機	特定施設	764	264	164	29	232	49	178	45	4	19	26	96	59	27	35	161	46	22	2	0	0	6	0	7	0	1	2,236
	特定工場等	165	43	34	10	31	3	17	13	3	10	9	17	13	15	9	5	20	4	2	0	0	4	0	2	0	1	430
繊維機械	特定施設	287	35	57	263	11	1,081	183	350	0	7	13	0	6	3	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2,315
	特定工場等	70	13	2	4	3	350	12	7	0	1	4	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	473
建設用資材製造機械	特定施設	11	13	11	8	4	8	9	4	1	2	0	2	0	5	10	0	5	4	0	0	0	0	0	0	1	0	98
	特定工場等	11	10	9	6	2	6	8	3	1	1	0	2	0	5	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	71
穀物用製粉機	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械	特定施設	1,220	39	290	80	103	123	248	26	21	76	13	6	4	64	19	0	88	15	2	0	0	0	0	2	0	0	2,439
	特定工場等	357	29	131	22	35	35	52	13	5	52	8	4	4	34	8	0	33	4	2	0	0	0	0	2	0	0	830
抄紙機	特定施設	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	特定工場等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
印刷機械	特定施設	11	34	0	8	0	16	17	3	0	0	3	14	0	6	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	147
	特定工場等	3	3	0	2	0	3	8	2	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	36
合成樹脂用射出形成機	特定施設	1	127	0	46	0	0	1	4	0	0	0	51	11	0	2	0	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	254
	特定工場等	1	12	0	19	0	0	1	1	0	0	0	6	2	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	46
合成樹脂加工機械	特定施設	341	183	8	9	92	0	71	8	0	27	33	90	55	0	1	7	24	0	98	0	0	0	0	0	0	0	1,047
	特定工場等	45	9	3	3	5	0	6	2	0	5	5	10	12	0	1	2	3	0	12	0	0	0	0	0	0	0	123
鋳型造型機	特定施設	24	11	6	0	0	0	8	0	0	3	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
	特定工場等	8	3	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
遠心分離機	特定施設	34	16	1	0	7	1	1	2	0	1	5	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	76
	特定工場等	11	3	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	26
クーリングタワー	特定施設	2,424	238	104	133	320	50	133	41	23	127	22	77	7	47	63	25	95	1	24	0	0	10	0	0	0	3	3,967
	特定工場等	963	46	68	34	23	27	22	18	17	38	16	11	6	26	16	4	27	1	14	0	0	4	0	0	0	1	1,382
重油バーナー	特定施設	60	114	47	8	13	21	28	9	0	18	8	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	334
	特定工場等	34	5	6	4	4	2	2	3	0	6	4	0	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76
工業用動力ミシン	特定施設	1,068	0	352	1,118	85	120	666	35	0	24	24	0	0	0	48	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,556
	特定工場等	81	0	10	51	5	1	36	2	0	4	3	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197
ガラス研磨機	特定施設	122	0	77	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244
	特定工場等	11	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
ニューマチックハンマー	特定施設	29	11	580	2	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	668
	特定工場等	7	3	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
コルゲートマシン	特定施設	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	特定工場等	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	特定施設	79,832	4,578	4,456	3,591	5,449	1,785	4,904	2,958	1,011	3,556	2,291	3,607	320	1,408	2,767	962	3,071	127	1,694	0	0	1,536	4	108	2	138	130,155
	特定工場等	6,203	429	391	420	583	459	435	199	137	447	220	217	105	125	207	25	482	29	164	0	0	56	1	16	2	22	11,374

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類ごとの特定工場等数の和と特定工場等数の合計は必ずしも一致しません。

資料35 振動規制法に基づく規制基準等（令和6年12月末現在）

規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○特定工場等において発生する振動の規制基準

		第1種区域	第2種区域
		第1種低層住居専用地域	近隣商業地域
		第2種低層住居専用地域	商業地域
		第1種中高層住居専用地域	準工業地域
		第2種中高層住居専用地域	工業地域
		第1種住居地域	工業専用地域
		第2種住居地域	(久御山町の区域のものに限る。)
田園住居地域			
昼間	午前8時～午後7時	60dB	65dB
夜間	午後7時～午前8時	55dB	60dB

(注) 学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。

○特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業	75dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	日曜日その他の休日を除く日
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

2 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

○道路交通振動に係る要請限度

		第1種区域	第2種区域
		第1種低層住居専用地域	近隣商業地域
		第2種低層住居専用地域	商業地域
		第1種中高層住居専用地域	準工業地域
		第2種中高層住居専用地域	工業地域
		第1種住居地域	工業専用地域
		第2種住居地域	(久御山町の区域のものに限る。)
田園住居地域			
昼間	午前8時～午後7時	65dB	70dB
夜間	午後7時～午前8時	60dB	65dB

資料36 振動規制法に基づく特定施設の届出状況(令和6年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	1,744	199	86	801	673	0	657	65	37	131	64	3	0	3	16	54	413	1	169	0	0	79	0	0	0	0	5,195
	特定工場等	249	41	21	9	60	0	23	10	10	36	7	2	0	1	3	3	82	1	16	0	0	8	0	0	0	0	582
圧縮機	特定施設	1,715	507	281	134	349	64	415	81	349	133	41	54	0	112	453	185	445	30	250	0	0	416	0	0	0	0	6,014
	特定工場等	396	30	49	23	87	10	40	20	48	39	22	13	0	28	48	8	122	7	38	0	0	43	0	0	0	0	1,071
土石用破碎機等	特定施設	82	155	14	0	27	0	7	0	6	7	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	307
	特定工場等	20	36	4	0	7	0	1	0	1	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	76
織機	特定施設	7,596	22	0	0	26	0	73	0	0	6	0	0	0	8	269	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8,008
	特定工場等	2,243	10	0	0	3	0	6	0	0	2	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2,279
コンクリートブ ロックマシン等	特定施設	5	0	0	0	10	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	特定工場等	1	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
木材加工機械	特定施設	6	6	21	0	2	0	7	1	37	0	0	0	0	0	3	0	1	7	0	0	0	3	0	0	0	0	94
	特定工場等	6	5	4	0	1	0	6	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	32
印刷機械	特定施設	854	23	6	0	61	0	60	1	41	3	2	0	0	16	14	12	56	0	1	0	0	6	0	0	0	0	1,156
	特定工場等	224	3	3	0	9	0	18	1	1	2	1	0	0	2	5	2	13	0	1	0	0	4	0	0	0	0	289
ロール機	特定施設	1	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
	特定工場等	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
合成樹脂射出 成形機	特定施設	291	25	1	28	289	0	117	23	99	35	12	0	0	43	32	139	142	0	19	0	0	31	0	0	0	0	1,326
	特定工場等	35	5	1	3	18	0	2	4	3	6	1	0	0	1	3	2	17	0	4	0	0	2	0	0	0	0	107
鋳型造型機	特定施設	26	5	0	14	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	5	0	0	0	0	0	0	0	80
	特定工場等	10	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	24
合計	特定施設	12,320	942	409	998	1,450	64	1,338	171	569	316	119	57	0	183	795	397	1,057	62	444	0	0	544	0	0	0	0	22,235
	特定工場等	3,185	132	82	41	189	10	97	36	64	90	31	15	0	34	71	16	235	19	60	0	0	65	0	0	0	0	4,472

資料37 京都府環境を守り育てる条例に基づく振動の特定施設の届出状況(令和6年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	421	378	56	557	33	1	280	30	9	23	118	442	6	25	47	13	162	10	228	0	0	31	0	0	0	8	2,878
	特定工場等	155	55	26	41	13	1	34	15	1	10	27	16	5	5	15	5	39	4	26	0	0	1	0	0	0	2	496
圧縮機	特定施設	85	764	72	154	0	3	24	46	0	1	24	827	54	61	3	2	0	0	259	0	0	19	4	17	0	48	2,467
	特定工場等	19	48	12	37	0	1	2	14	0	1	12	64	20	7	2	1	0	0	35	0	0	4	1	3	0	14	297
粉砕機	特定施設	720	198	162	20	234	48	163	30	3	11	26	91	58	16	13	85	38	14	3	0	0	5	0	4	0	1	1,943
	特定工場等	156	40	32	10	31	2	13	10	2	6	9	16	13	9	6	5	18	2	2	0	0	3	0	1	0	1	387
織機	特定施設	0	31	0	0	0	1,081	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,130
	特定工場等	0	11	0	0	0	350	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	363
パッチャー プラント	特定施設	21	5	10	0	5	0	8	1	7	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
	特定工場等	19	5	8	0	4	0	8	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
コンクリート ブロックマシン	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
木材加工機械	特定施設	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
	特定工場等	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
冷凍機	特定施設	28,483	758	690	182	1,960	61	754	869	219	1,290	406	457	3	169	553	340	657	0	18	0	0	445	0	0	0	7	38,321
	特定工場等	3,152	85	143	32	261	12	130	99	38	93	49	36	2	18	41	13	82	0	4	0	0	22	0	0	0	1	4,313
遠心分離機	特定施設	7	12	1	2	2	1	5	2	0	4	5	0	0	0	0	0	9	17	0	0	0	0	0	0	0	0	67
	特定工場等	6	4	1	1	1	1	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	26
ニューマチック クハンマー	特定施設	25	11	580	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	642
	特定工場等	3	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
コルゲート マシン	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
原石切断機	特定施設	1	0	0	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	特定工場等	1	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
印刷機械	特定施設	6	34	0	0	0	16	2	0	0	0	3	14	0	0	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	93
	特定工場等	2	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	19
ロール機	特定施設	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合成樹脂用 射出形成機	特定施設	0	54	1	30	0	0	1	4	0	0	0	48	11	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	155
	特定工場等	0	9	1	10	0	0	1	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	30
鋳型造型機	特定施設	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	特定工場等	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	特定施設	29,769	2,255	1,572	947	2,234	1,217	1,266	984	238	1,341	582	1,884	139	290	616	440	866	42	530	0	0	502	4	22	0	76	47,816
	特定工場等	3,420	259	194	132	309	375	190	128	42	110	88	114	43	31	62	18	131	9	40	0	0	25	1	5	0	19	5,745

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類ごとの特定工場等数の和と特定工場等数の合計は必ずしも一致しません。

規制地域

(注) 京都市にあっては都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域に、亀岡市及び南丹市(平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。)にあっては市街化区域に、京丹後市にあっては平成16年3月31日における大宮町の区域に、京丹波町にあっては平成17年10月10日における丹波町及び瑞穂町の区域に限る。

單位：ppm

備考 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。
2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。
3 京都市については、規制地域全域に上記A地域の許容限度と同一の許容限度を設定している。

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

資料39 京都府環境を守り育てる条例に基づく悪臭の特定施設の届出状況（令和6年3月末現在）

（単位 上段：台、下段：箇所）

			京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
飼料、肥料又はにかわの製造の用に供する施設	原料置場	特定施設	11	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
		特定工場等	6	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	蒸解施設	特定施設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	乾燥施設	特定施設	6	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		特定工場等	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	小計	特定施設	20	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
		特定工場等	9	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
豚200頭以上又は鶏10,000羽以上の飼養の用に供する飼料調理施設	特定施設		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	特定工場等		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設	特定施設		0	0	3	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	特定工場等		0		1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合 計	特定施設		24	0	4	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
	特定工場等		10	0	2	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21

（注）1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類ごとの特定工場等数の和と特定工場等数の小計、合計は必ずしも一致しません。

資料40 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（令和5年度）

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)						備考
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	夜間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	
1	一般国道1号	京都市山科区音羽稲芝	R5. 10. 5	R5. 10. 6	4	C	有	4. 3	1. 2	71	×	○	70	×	○	
2	一般国道1号	京都市山科区西野山階町	R5. 10. 5	R5. 10. 6	4	C	有	5. 1	1. 2	73	×	○	70	×	○	
3	一般国道1号	京都市山科区北花山西ノ野町	R5. 10. 5	R5. 10. 6	4	B	有	6. 1	1. 2	75	×	○	71	×	×	
4	一般国道1号	京都市南区西九条南田町	R5. 10. 5	R5. 10. 6	4	C	有	4. 0	1. 2	71	×	○	68	×	○	
5	一般国道1号	京都市南区上鳥羽石橋町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	C	有	4. 0	1. 2	71	×	○	70	×	○	
6	一般国道1号	京都市伏見区中島樋ノ上町	R5. 10. 5	R5. 10. 6	4	C	有	4. 3	1. 2	73	×	○	73	×	×	
7	一般国道1号	京都市伏見区横大路芝生	R5. 10. 5	R5. 10. 6	4	C	有	3. 5	1. 2	74	×	○	73	×	×	
8	一般国道24号	京都市下京区材木町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	C	有	4. 5	1. 2	67	○	○	62	○	○	
9	一般国道24号	京都市伏見区深草加賀屋敷町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	B	有	7. 1	1. 2	70	○	○	65	○	○	
10	一般国道162号	京都市右京区梅ヶ畑猪ノ尻町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	2	B	有	1. 4	1. 2	68	○	○	59	○	○	
11	一般国道171号	京都市南区久世川原町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	6	C	有	2. 6	1. 2	71	×	○	68	×	○	
12	一般国道171号	京都市南区久世中久町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	C	有	3. 7	1. 2	71	×	○	68	×	○	
13	一般国道367号	京都市左京区上高野西氷室町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	5	A	有	4. 0	1. 2	71	×	○	64	○	○	
14	一般国道367号	京都市左京区上高野八幡町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	2	A	有	5. 5	1. 2	69	○	○	62	○	○	
15	一般国道367号	京都市左京区八瀬秋元町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	2	A	有	1. 3	1. 2	69	○	○	62	○	○	
16	府道宇多野嵐山山田線	京都市右京区嵯峨天龍寺造路町	R5. 12. 12	R5. 12. 13	2	A	有	2. 4	1. 2	55	○	○	46	○	○	
17	府道宇多野嵐山山田線	京都市西京区嵐山上海道町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	2	B	有	1. 0	1. 2	64	○	○	58	○	○	
18	府道二条停車場東山三条線	京都市中京区西ノ京職司町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	B	有	4. 6	1. 2	65	○	○	59	○	○	
19	市道京都環状線	京都市下京区七条御所ノ内中町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	C	有	4. 6	1. 2	65	○	○	61	○	○	
20	市道京都環状線	京都市南区西九条高島町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	C	有	4. 9	1. 2	67	○	○	64	○	○	
21	市道蹴上高野線	京都市左京区北白川上終町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	C	有	3. 8	1. 2	68	○	○	61	○	○	
22	市道蹴上高野線	京都市左京区一乗寺梅ノ木町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	B	有	3. 8	1. 2	65	○	○	58	○	○	
23	市道鹿ヶ谷嵐山線	京都市上京区京都御苑	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	B	有	4. 1	1. 2	68	○	○	62	○	○	
24	市道鹿ヶ谷嵐山線	京都市右京区花園坤南町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	C	有	4. 8	1. 2	67	○	○	60	○	○	
25	府道二条停車場円町線	京都市上京区主税町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	C	有	4. 1	1. 2	70	○	○	66	×	○	
26	府道二条停車場嵐山線	京都市中京区西ノ京南聖町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	C	有	4. 8	1. 2	69	○	○	64	○	○	
27	府道梅津東山七条線	京都市下京区西七条北农田町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	C	有	4. 1	1. 2	67	○	○	62	○	○	
28	府道梅津東山七条線	京都市下京区西七条南西野町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	5	C	有	4. 0	1. 2	65	○	○	59	○	○	
29	府道四ノ宮四ツ塚線	京都市南区東九条下殿田町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	C	有	4. 6	1. 2	65	○	○	61	○	○	
30	市道白川通	京都市左京区一乗寺谷田町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	4	B	有	4. 3	1. 2	67	○	○	61	○	○	
31	市道久世梅津北野線	京都市西京区桂徳大寺南町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	4	B	有	3. 9	1. 2	67	○	○	61	○	○	
32	新城南宮道	京都市伏見区中島鳥羽離宮町	R5. 10. 5	R5. 10. 6	4	B	有	4. 0	1. 2	70	○	○	63	○	○	
33	府道蹴上高野線	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	2	A	有	2. 5	1	67	○	○	62	○	○	
34	府道衣笠宇多野線	京都市北区衣笠馬場町	R5. 10. 10	R5. 10. 11	2	A	有	2. 0	1	68	○	○	61	○	○	
35	府道宇多野吉祥院線	京都市右京区西京極芝ノ下町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	2	C	有	2. 2	1	66	○	○	60	○	○	
36	市道鴨川東岸線	京都市左京区田中馬場町	R5. 10. 14	R5. 10. 15	2	B	無	3. 2	1	67	×	○	61	×	○	
37	市道山科東野経22号線	京都市山科区勤修寺東栗栖野町	R5. 10. 5	R5. 10. 6	2	A	無	3. 7	1	65	×	○	58	×	○	
38	山陰街道	京都市西京区下津林芝ノ宮町	R5. 10. 12	R5. 10. 13	2	B	無	3. 7	1	67	×	○	61	×	○	
39	府道福知山停車場線	福知山市字内記	R6. 2. 8	R6. 2. 9	2	C	有	8. 0	1. 7	64	○	○	57	○	○	
40	一般国道27号	舞鶴市田中町	R5. 10. 18	R5. 10. 19	2	C	有	3. 6	1. 2	69	○	○	67	×	○	
41	府道東舞鶴停車場線	舞鶴市字浜	R5. 10. 24	R5. 10. 25	4	C	有	0. 9	1. 2	67	○	○	58	○	○	
42	府道舞鶴野原港高浜線	舞鶴市字大波下	R5. 10. 17	R5. 10. 18	2	B	有	3. 2	1. 1	67	○	○	57	○	○	
43	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市清美が丘	R5. 10. 30	R5. 10. 31	2	B	有	3. 6	1. 2	69	○	○	62	○	○	
44	府道京都宇治線	宇治市東消防署	R5. 12. 14	R5. 12. 15	2	B	有	2. 2	1. 2	64	○	○	59	○	○	
45	府道京都宇治線	宇治市内民家（菟道大垣内）	R5. 12. 25	R5. 12. 26	4	B	有	6. 6	1. 2	66	○	○	61	○	○	
46	府道宇治淀線	宇治市内宇治支援学校	R6. 3. 21	R6. 3. 22	2	B	有	1. 5	1. 2	64	○	○	59	○	○	
47	府道京都宇治線	宇治市木幡南端5	R5. 12. 14	R5. 12. 15	2	B	有	10. 0	1	64	○	○	59	○	○	

一連番号	道 路 名	測 定 地 点	測定年月日		車線数	環境基準	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(d B)						備考
			開 始	終 了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	夜間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	
48	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内53－14	R5. 12. 25	R5. 12. 26	4	B	有	6. 0	1	66	○	○	61	○	○	
49	市道宇治白川線	宇治市宇治琵琶33	R5. 12. 6	R5. 12. 7	2	B	無	6. 0	2	63	○	○	57	○	○	
50	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻58	R5. 12. 7	R5. 12. 8	2	C	有	4. 0	1	61	○	○	56	○	○	
51	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷19	R5. 12. 7	R5. 12. 8	2	B	有	11. 0	1	64	○	○	62	○	○	
52	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原1	R5. 12. 11	R5. 12. 12	2	C	有	8. 0	1	65	○	○	63	○	○	
53	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路19	R5. 12. 14	R5. 12. 15	2	C	無	19. 0	1	60	○	○	56	○	○	
54	府道城陽宇治線	宇治市槇島町一ノ坪8	R5. 12. 19	R5. 12. 20	2	C	有	5. 0	1	62	○	○	60	○	○	
55	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻81	R5. 12. 25	R5. 12. 26	2	C	無	4. 0	1	64	○	○	58	○	○	
56	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山6	R5. 12. 19	R5. 12. 20	2	C	有	5. 0	1	57	○	○	50	○	○	
57	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	R5. 12. 21	R5. 12. 22	2	B	有	3. 0	1	59	○	○	52	○	○	
58	国道 2 4 号	宇治市伊勢田町西遊田90	R5. 12. 11	R5. 12. 12	4	C	有	5. 0	1	71	×	○	69	×	○	
59	市道下居大久保線	宇治市琵琶台1丁目8-4	R5. 12. 21	R5. 12. 22	2	A	無	4. 0	2	66	×	○	60	×	○	
60	一般国道178号	宮津市宇江尻	R6. 2. 8	R6. 2. 9	2	B	有	5. 1	1. 2	63	○	○	52	○	○	
61	府道亀岡停車場線	亀岡市追分町	R6. 3. 4	R6. 3. 5	2	C	有	1. 8	1. 2	62	○	○	56	○	○	
62	府道亀岡園部線	亀岡市北古世町1丁目2	R6. 3. 4	R6. 3. 5	2	B	有	0. 5	1. 2	65	○	○	55	○	○	
63	市道クニッテルフェルト通り	亀岡市追分町	R6. 3. 4	R6. 3. 5	4	C	有	4. 2	1. 2	61	○	○	51	○	○	
64	一般国道24号	城陽市久世	R5. 12. 5	R5. 12. 6	4	C	有	4. 1	1. 2	72	×	○	69	×	○	
65	府道寺田水主線	城陽市枇杷庄	R5. 12. 6	R5. 12. 7	2	B	有	2. 1	1. 2	65	○	○	61	○	○	
66	府道城陽宇治線	城陽市寺田	R5. 12. 6	R5. 12. 7	2	B	有	4. 0	1. 2	66	○	○	67	×	○	
67	府道上狛城陽線	城陽市観音堂	R5. 12. 5	R5. 12. 6	2	X	有	5. 8	1. 2	65	○	○	59	○	○	
68	一般国道24号	城陽市富野	R5. 12. 5	R5. 12. 6	2	B	有	2. 0	1. 2	80	×	×	80	×	×	
69	一般国道307号	城陽市市辺	R5. 12. 5	R5. 12. 6	2	C	有	3. 1	1. 2	71	×	○	68	×	○	
70	府道伏見向日線	向日市森本町	R5. 12. 5	R5. 12. 6	2	B	有	3. 0	1. 2	65	○	○	60	○	○	
71	府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	R5. 12. 5	R5. 12. 6	2	A	有	3. 8	1. 2	64	○	○	57	○	○	
72	府道志水西向日停車場線	向日市上植野町	R5. 12. 5	R5. 12. 6	2	B	有	4. 7	1. 2	71	×	○	68	×	○	
73	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目3	R5. 10. 2	R5. 10. 3	2	B	有	2. 5	1. 2	66	○	○	58	○	○	
74	一般国道171号	長岡京市神足麦生11	R5. 10. 15	R5. 10. 16	4	C	有	35. 0	2	59	○	○	56	○	○	
75	一般国道171号	長岡京市城の里13	R5. 10. 15	R5. 10. 16	4	B	有	19. 0	2	66	○	○	62	○	○	
76	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目3-30	R5. 10. 5	R5. 10. 6	2	A	有	0. 0	3	61	○	○	54	○	○	
77	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目63	R5. 11. 8	R5. 11. 9	2	A	有	0. 0	3	72	×	○	64	○	○	
78	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り17-5	R5. 10. 30	R5. 10. 31	2	C	有	0. 0	2	64	○	○	57	○	○	
79	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目4-5	R5. 10. 12	R5. 10. 13	2	B	有	0. 0	3	67	○	○	60	○	○	
80	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目4-10	R5. 10. 30	R5. 10. 31	2	B	有	1. 0	3	68	○	○	62	○	○	
81	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町2丁目5-9	R5. 11. 8	R5. 11. 9	2	B	有	0. 0	3	67	○	○	61	○	○	
82	府道西京高槻線	長岡京市野添1丁目17-29	R5. 10. 26	R5. 10. 27	4	B	有	0. 0	3	65	○	○	58	○	○	
83	市道0102線	長岡京市八条が丘2丁目5	R5. 10. 26	R5. 10. 27	4	A	有	3. 0	3	68	○	○	62	○	○	
84	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目1-2	R5. 10. 11	R5. 10. 12	2	A	有	3. 0	3	61	○	○	51	○	○	
85	一般国道京都縦貫道	長岡京市調子2丁目6-6	R5. 11. 20	R5. 11. 21	2	B	有	0. 0	3	67	○	○	59	○	○	
86	市道2184号線	長岡京市下海印寺下内田	R5. 10. 3	R5. 10. 4	2	B	無	31. 0	3	67	×	○	61	×	○	
87	市道2184号線	長岡京市下海印寺方丸	R5. 10. 3	R5. 10. 4	2	B	無	0. 0	3	62	○	○	57	○	○	
88	京都縦貫自動車道	長岡京市奥海印寺荒堀	R5. 10. 4	R5. 10. 5	4	X	有	22. 0	1	56	○	○	47	○	○	
89	国道1号線	八幡市戸津東代	R5. 11. 1	R5. 11. 2	4	X	有	0. 5	1. 2	73	×	○	72	×	×	
90	市道橋本南山線	八幡市男山泉	R5. 10. 12	R5. 10. 13	2	A	無	4. 0	1	64	×	×	56	×	×	
91	市道西山下奈良線	八幡市男山笹谷	R5. 10. 23	R5. 10. 24	2	A	無	3. 0	1	56	○	○	46	○	○	
92	市道山手幹線	八幡市欽明台西	R5. 11. 15	R5. 11. 16	2	A	無	3. 0	1	67	×	×	61	×	×	
93	市道八幡城陽線	八幡市八幡女郎花	R5. 10. 5	R5. 10. 6	2	B	無	4. 0	1	65	×	×	63	×	×	
94	府道八幡木津線	京田辺市薪高木	R6. 3. 7	R6. 3. 8	4	B	有	3. 6	1. 5	67	○	○	60	○	○	
95	府道八幡木津線	京田辺市興戸地藏谷	R6. 3. 7	R6. 3. 8	4	A	有	5. 2	1. 5	70	○	○	64	○	○	

一連番号	道 路 名	測 定 地 点	測定年月日		車線数	環境基準	近接空間特例	測定位置 (m)		等価騒音レベル (d B)						備考
			開 始	終 了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	夜間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	
96	府道八幡木津線	京田辺市同志社山手1丁目2	R6.3.7	R6.3.8	4	B	有	4.5	1.5	65	○	○	59	○	○	
97	一般国道178号	京丹後市網野町網野	R5.10.12	R5.10.13	2	X	有	4.0	1.2	64	○	○	56	○	○	
98	一般国道9号	南丹市園部町美園町	R5.11.21	R5.11.22	2	C	有	9.7	1.2	68	○	○	63	○	○	
99	一般国道24号	木津川市山城町綺田	R5.11.13	R5.11.14	2	X	有	0.3	1.2	72	×	○	68	×	○	
100	一般国道163号	木津川市相楽	R5.11.13	R5.11.14	2	B	有	4.0	1.2	74	×	○	72	×	×	
101	一般国道24号(京奈和自動車道)	木津川市木津川台	R5.11.13	R5.11.14	2	A	有	28.7	1.2	54	○	○	46	○	○	
102	一般国道24号(京奈和自動車道)	木津川市相楽台5丁目18	R5.11.13	R5.11.14	2	A	有	23.7	1.2	51	○	○	46	○	○	
103	府道木津市坂線	木津川市市坂	R5.11.13	R5.11.14	2	B	有	3.2	1.2	70	○	○	65	○	○	
104	府道大山崎大枝線	大山崎町字円明寺小字夏目3	R5.12.26	R5.12.27	2	B	有	10.0	4	61	○	○	56	○	○	
105	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字西山田17-27	R5.12.20	R5.12.21	8	A	有	5.0	1.2	53	○	○	52	○	○	
106	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字茶屋前29	R6.1.11	R6.1.12	8	B	有	19.0	1.2	60	○	○	57	○	○	
107	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字夏目9-5	R6.1.30	R6.1.31	8	B	有	10.0	1.2	57	○	○	54	○	○	
108	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字松田58-22	R6.1.24	R6.1.25	8	A	有	72.0	1.2	56	○	○	53	○	○	
109	府道奥海印寺納所線	大山崎町字円明寺	R5.12.18	R5.12.19	2	A	有	4.1	1.2	61	○	○	53	○	○	※
110	名神高速道路	大山崎町字円明寺井尻21-2	R5.12.13	R5.12.14	8	B	有	14.9	1.2	64	○	○	59	○	○	※
111	府道八幡宇治線	久御山町市田北浦65番地付近	R5.11.29	R5.11.30	2	C	有	0.5	1.2	69	○	○	67	×	○	
112	一般国道24号	久御山町栄3丁目栄南公園東付近	R5.11.29	R5.11.30	4	C	有	7.3	1.2	69	○	○	65	○	○	
113	府道宇治淀線	久御山町佐山双置64番地付近	R5.11.29	R5.11.30	2	B	有	1.3	1.2	67	○	○	64	○	○	
114	一般国道478号	久御山町相島付近	R5.11.29	R5.11.30	2	X	有	9.7	1.2	59	○	○	56	○	○	
115	一般国道478号	久御山町西一口西池	R5.10.24	R5.10.25	2	X	有	4.6	1.5	66	○	○	64	○	○	※
116	府道宇治淀線	久御山町役場	R5.10.24	R5.10.25	2	B	有	3.7	1.6	65	○	○	63	○	○	※
117	一般国道307号	宇治田原町郷ノ口	R5.12.18	R5.12.19	2	C	有	3.8	1.2	69	○	○	66	×	○	※
118	府道宇治木屋線	宇治田原町南本ノ谷	R6.1.16	R6.1.17	2	X	有	3.8	1.2	61	○	○	51	○	○	※
119	一般国道307号	宇治田原町岩山三百畷	R5.12.13	R5.12.14	2	X	有	3.2	1.2	70	○	○	66	×	○	※
120	一般国道163号	笠置町笠置運動公園	R5.11.28	R5.11.29	2	X	有	5.5	1.2	70	○	○	68	×	○	※
121	府道奈良精華線	精華町けいはんなプラザ	R5.11.20	R5.11.21	4	C	有	21.5	1.2	57	○	○	49	○	○	※
122	一般国道27号	京丹波町蒲生蒲生野	R6.3.7	R6.3.8	2	X	有	2.0	1.2	66	○	○	60	○	○	※
123	府道富田胡麻停車場線	京丹波町日吉	R6.3.7	R6.3.8	2	X	有	3.1	1.2	57	○	○	50	○	○	※
124	一般国道478号(京都縦貫道)	京丹波町曾根清張	R5.12.13	R5.12.14	2	X	有	22.5	1.2	53	○	○	44	○	○	※
125	府道宮津養父線	与謝野町字上山田830-2	R5.12.13	R5.12.14	2	X	有	2.0	1.2	66	○	○	55	○	○	※
126	府道大宮岩滝線	与謝野町字弓木	R5.12.13	R5.12.14	2	X	有	1.0	1.2	64	○	○	54	○	○	※

(注) 備考欄※は府が測定。それ以外は各市が測定。

*1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

*2 環境基準の適用がない地点については、B類型として評価。

*3 要請限度の適用がない地点については、b区域として評価。

資料41 道路交通振動測定結果（令和5年度）

番号	市町名	道路名	測定場所	車線数	区域区分	振動レベル L10（dB）			
						昼間 *1	対要請 限度	夜間 *1	対要請 限度
					*2				
1	京都市	一般国道1号（東海道）	京都市山科区音羽稲芝	4	2	39	○	38	○
2		一般国道1号（東海道）	京都市山科区西野山階町	4	2	39	○	36	○
3		一般国道1号（東海道/五条通）	京都市山科区上花山花ノ岡町	4	1	36	○	32	○
4		一般国道1号（京阪国道）	京都市南区西九条南田町	4	2	35	○	36	○
5		一般国道1号（京阪国道）	京都市南区上鳥羽石橋町	4	2	49	○	50	○
6		一般国道1号（京阪国道）	京都市伏見区中島樋ノ上町	4	2	45	○	44	○
7		一般国道1号（京阪国道）	京都市伏見区横大路芝生	4	2	52	○	50	○
8		一般国道24号（河原町通）	京都市下京区材木町 間町東入ル材木町	4	2	34	○	28	○
9		一般国道24号（竹田街道）	京都市伏見区深草加賀屋敷町	4	1	41	○	35	○
10		一般国道162号（周山街道）	京都市右京区梅ヶ畑猪ノ尻町	2	1	36	○	27	○
11		一般国道171号（久世橋通）	京都市南区久世川原町	5	2	41	○	36	○
12		一般国道171号	京都市南区久世中久町	4	2	38	○	34	○
13		一般国道367号（白川通）	京都市左京区上高野山ノ橋町	2	1	28	○	26	○
14		一般国道367号	京都市左京区上高野八幡町	2	1	25	○	25	○
15		一般国道367号	京都市左京区八瀬秋元町	2	1	34	○	27	○
16		宇多野嵐山山田線（清滝道）	京都市右京区嵯峨天龍寺造路町	2	1	34	○	27	○
17		宇多野嵐山山田線（嵯峨街道）	京都市西京区嵐山上海道町	2	1	26	○	25	○
18		大津淀線（大岩街道）	京都市伏見区深草東伊達町	2	1	49	○	41	○
19		二条停車場東山三条線（押小路通）	京都市中京区西ノ京職司町	3	1	31	○	27	○
20		京都環状線（西大路通）	京都市下京区七条御所ノ内本町	4	2	34	○	29	○
21		京都環状線（西大路通/十条通/鳥羽通）	京都市南区西九条唐戸町	4	2	34	○	30	○
22		蹴上高野線（仁王門通/白川通）	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町	2	1	37	○	30	○
23		蹴上高野線（白川通）	京都市左京区北白川上終町	4	2	34	○	28	○
24		蹴上高野線（北大路通）	京都市左京区一乗寺梅ノ木町	4	1	31	○	27	○
25		衣笠宇多野線（きぬかけの路）	京都市北区衣笠馬場町	2	1	25	○	25	○
26		宇多野吉祥院線（葛野中通/天神川通）	京都市右京区西京極芝ノ下町	2	2	39	○	30	○
27		鹿ヶ谷嵐山線（丸太町通）	京都市上京区京都御苑	4	1	40	○	33	○
28		鹿ヶ谷嵐山線（丸太町通）	京都市右京区花園坤南町	4	2	29	○	26	○
29		二条停車場円町線（千本通）	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町	4	2	31	○	27	○
30		二条停車場嵐山線（千本通）	京都市中京区西ノ京南聖町	2	2	29	○	26	○
31		梅津東山七条線（七条通）	京都市下京区西七条北衣田町	4	2	39	○	33	○
32		梅津東山七条線（七条通）	京都市下京区西七条南西野町	4	2	31	○	26	○
33		四ノ宮四ツ塚線（九条通）	京都市南区東九条烏丸町	4	2	34	○	30	○
34		白川通（白川通）	京都市左京区一乗寺宮ノ東町	4	1	35	○	29	○
35		鴨川東岸線（川端通）	京都市左京区田中馬場町	2	1	38	○	31	○
36		久世梅津北野線（桂川街道）	京都市西京区桂徳大寺南町	4	1	30	○	26	○
37		山科東野経22号線	京都市山科区勸修寺東栗栖野町	2	1	29	○	25	○
38		新城南宮道	京都市伏見区中島鳥羽離宮町	4	1	47	○	39	○
39		山陰街道（山陰街道）	京都市西京区下津林芝ノ宮町	2	1	28	○	25	○
40	舞鶴市	国道175号	舞鶴市字寺内4-13	2	2	50	○	46	○
41		国道27号	舞鶴市字北田辺170-6	4	2	50	○	43	○
42		府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字南田辺84	2	2	43	○	43	○
43		国道27号	舞鶴市字上安612	4	1	40	○	37	○
44		国道27号	舞鶴市字余部上292	4	2	46	○	38	○
45		国道27号	舞鶴市字北吸729	2	2	49	○	46	○
46		国道27号	舞鶴市字溝尻81-5	2	2	37	○	46	○
47		国道27号	舞鶴市字市場28	2	2	38	○	41	○

番号	市町名	道路名	測定場所	車線数	区域区分	振動レベル L10（dB）			
						昼間 *1	対要請 限度	夜間 *1	対要請 限度
					*2				
48	宇治市	府道京都宇治線	宇治市木幡南端5	2	1	38	○	39	○
49		府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内53－14	4	1	29	○	23	○
50		市道宇治白川線	宇治市宇治琵琶33	2	1	32	○	28	○
51		府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻58	2	2	43	○	39	○
52		府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷19	2	1	35	○	31	○
53		府道宇治淀線	宇治市大久保町田原1	2	2	37	○	42	○
54		市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路19	2	2	40	○	42	○
55		府道城陽宇治線	宇治市槇島町一ノ坪8	2	2	50	○	45	○
56		市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻81	2	2	45	○	30	○
57		府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山6	2	2	26	○	22	○
58		府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	2	1	37	○	18	○
59		国道24号	宇治市伊勢田町西遊田90	4	2	45	○	44	○
60		市道下居大久保線	宇治市琵琶台1丁目8-4	2	1	36	○	26	○
61	城陽市	一般国道24号	城陽市久世荒内309	4	2	48	○	47	○
62		一般国道24号	城陽市富野南清水69-4	2	1	48	○	46	○
63		一般国道307号	城陽市市辺白坂4	2	2	45	○	44	○
64		城陽宇治線	城陽市寺田垣内後46-3	2	1	44	○	44	○
65		上粕城陽線	城陽市観音堂巽畑17-4	1	－	44	－	33	－
66		寺田水主線	城陽市枇杷庄大三戸18	2	1	45	○	44	○
67	八幡市	市道橋本南山線	八幡市男山泉	2	1	35	○	29	○
68		市道西山下奈良線	八幡市男山笹谷	2	1	33	○	26	○
69		市道山手幹線	八幡市欽明台西	2	1	47	○	36	○
70		市道八幡城陽線	八幡市八幡女郎花	2	1	29	○	25	○
71	京田辺市	市道新田辺駅前線	京田辺市市田辺明田	2	1	45	○	37	○
72		市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘四丁目	2	1	42	○	39	○
73		市道興戸三山木線	京田辺市興戸犬伏	2	1	43	○	40	○
74	木津川市	一般国道24号線（京奈和自動車道）	木津川市木津川台2丁目	2	1	43	○	32	○
75	久御山町	府道八幡宇治線	久御山町市田北浦65番地付近	2	2	45	○	42	○
76		一般国道24号	久御山町栄3丁目栄南公園東付近	4	2	46	○	43	○
77		府道宇治淀線	久御山町佐山双置64番地付近	2	1	46	○	42	○
78		一般国道478号	久御山町相島付近	2	－	39	－	38	－

（注）各市町において測定を実施。

*1 昼間： 午前8時～午後7時、夜間： 午後7時～翌日の午前8時

*2 区域区分： 1は第1種区域
（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域）

2は第2種区域
（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。））

－は第1種区域又は第2種区域に該当しない区域

資料42 自動車騒音面的評価結果（令和5年度）

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸) *2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
1	京都市	一般国道1号	京都市山科区四ノ宮奈良野町	京都市山科区東野片下り町	859	594	438	69	51
2			京都市山科区東野片下り町	京都市山科区北花山大林町	441	400	372	91	84
3			京都市山科区北花山大林町	京都市東山区清閑寺下山町	451	288	261	64	58
4			京都市東山区清閑寺下山町	京都市東山区五条橋東6丁目	101	101	101	100	100
5			京都市南区四ツ塚町	京都市南区上鳥羽北花名町	776	734	682	95	88
6			京都市南区上鳥羽北花名町	京都市伏見区竹田中殿町	92	80	64	87	70
7			京都市伏見区中島秋ノ山町	京都市伏見区中島樋ノ上町	42	38	32	90	76
8			京都市伏見区中島樋ノ上町	京都市伏見区下鳥羽城ノ越町	15	14	8	93	53
9			京都市伏見区下鳥羽城ノ越町	京都市伏見区下鳥羽広長町	30	26	14	87	47
10			京都市伏見区下鳥羽広長町	京都市伏見区横大路千両松町	9	6	6	67	67
11		一般国道24号	京都市下京区桜木町	京都市下京区材木町	465	465	464	100	100
12			京都市下京区材木町	京都市下京区上之町	215	215	215	100	100
13			京都市下京区上之町	京都市下京区西之町	328	328	328	100	100
14			京都市下京区西之町	京都市南区東九条柳下町	1,292	1,281	1,266	99	98
15			京都市南区東九条柳下町	京都市伏見区深草西川原町	32	31	31	97	97
16			京都市伏見区深草西川原町	京都市伏見区深草加賀屋敷町	2,193	2,119	2,118	97	97
17		一般国道162号	京都市右京区宇多野福王子町	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町	593	592	593	100	100
18			京都市右京区梅ヶ畑高鼻町	京都市右京区梅ヶ畑御経坂町	250	250	250	100	100
19		一般国道171号	京都市南区久世川原町	京都市南区久世上久世町	303	290	274	96	90
20			京都市南区吉祥院石原京道町	京都市南区吉祥院石原橋裏	25	25	24	100	96
21			京都市南区久世上久世町	京都市南区久世中久町	180	177	165	98	92
22			京都市南区久世中久町	京都市南区久世東土川町	184	177	174	96	95
23		一般国道367号	京都市左京区上高野上荒蒔町	京都市左京区上高野山ノ橋町	294	263	293	89	100
24			京都市左京区上高野山ノ橋町	京都市左京区八瀬野瀬町	388	315	375	81	97
25			京都市左京区八瀬野瀬町	京都市左京区大原上野町	219	216	219	99	100
26		府道宇多野嵐山山田線	京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町	京都市右京区嵯峨天竜寺造路町	433	419	426	97	98
27			京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	京都市右京区嵯峨中ノ島町	4	4	4	100	100
28			京都市西京区嵐山中尾下町	京都市西京区嵐山宮ノ前町	884	884	884	100	100
29		府道大津淀線	京都市山科区勸修寺東出町	京都市伏見区深草直達橋北1丁目	1,067	1,049	1,046	98	98
30		府道二条停車場東山三条線	京都市中京区西ノ京職司町	京都市中京区西ノ京北聖町	96	96	96	100	100
31			京都市中京区西ノ京北聖町	京都市中京区二条城町	270	270	270	100	100
32		市道京都環状線	京都市右京区西院南高田町	京都市下京区西七条北衣田町	1,138	1,138	1,138	100	100
33			京都市下京区西七条北衣田町	京都市南区吉祥院九条町	1,395	1,395	1,395	100	100
34			京都市南区吉祥院九条町	京都市南区吉祥院八反田町	615	613	587	100	95
35			京都市南区吉祥院八反田町	京都市南区西九条高島町	221	220	220	100	100
36		市道蹴上高野線	京都市左京区岡崎東天王町	京都市左京区北白川久保田町	1,134	1,134	1,134	100	100
37			京都市左京区浄土寺東田町	京都市左京区一乗寺築田町	1,402	1,397	1,400	100	100
38			京都市左京区一乗寺築田町	京都市左京区高野東開町	1,084	1,084	1,084	100	100
39		市道鹿ヶ谷嵐山線	京都市上京区伊勢屋町	京都市上京区下堀川町	963	952	953	99	99
40			京都市上京区下堀川町	京都市上京区小山町	1,361	1,357	1,359	100	100
41			京都市上京区小山町	京都市中京区西ノ京円町	1,015	1,008	1,015	99	100
42			京都市中京区西ノ京円町	京都市右京区花園伊町	858	858	858	100	100
43			京都市右京区花園伊町	京都市右京区常盤森町	375	371	371	99	99
44		府道二条停車場円町線	京都市右京区常盤森町	京都市右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町	2,660	2,643	2,648	99	100
45			京都市中京区西ノ京北聖町	京都市中京区壬生朱雀町	1,111	1,092	1,029	98	93
46		府道二条停車場嵐山線	京都市中京区西ノ京北聖町	京都市中京区壬生朱雀町	238	238	238	100	100
47		府道梅津東山七条線	京都市右京区西京極中町	京都市下京区西七条南月読町	500	498	499	100	100
48			京都市下京区西七条南月読町	京都市下京区西七条北衣田町	358	351	351	98	98
49			京都市下京区西七条北衣田町	京都市下京区土橋町	1,495	1,490	1,492	100	100
50			京都市下京区土橋町	京都市下京区桜木町	619	619	619	100	100
51		府道四ノ宮四ツ塚線	京都市東山区福稲御所ノ内町	京都市南区東九条河西町	445	444	409	100	92
52			京都市南区東九条河西町	京都市南区東九条中御霊町	293	284	261	97	89
53			京都市南区東九条中御霊町	京都市南区西九条東島町	437	437	436	100	100
54		市道白川通	京都市左京区一乗寺築田町	京都市左京区一乗寺木ノ本町	3	3	3	100	100
55			京都市左京区一乗寺木ノ本町	京都市左京区修学院鹿ノ下町	928	928	928	100	100
56			京都市左京区修学院鹿ノ下町	京都市左京区上高野上荒蒔町	886	859	885	97	100
57		市道久世梅津北野線	京都市南区久世上久世町	京都市西京区桂春日町	1,460	1,460	1,460	100	100
58			京都市西京区桂春日町	京都市西京区上桂北村町	740	721	725	97	98
59			京都市西京区上桂北村町	京都市西京区桂上野西町	203	202	201	100	99
60		新城南宮道	京都市伏見区竹田西小屋ノ内町	京都市伏見区竹田浄菩提院町	66	66	66	100	100
61	福知山市	一般国道9号	福知山市東羽合町	福知山市東羽合町	67	67	67	100	100
62			福知山市東羽合町	福知山市字篠尾	25	25	25	100	100
63			福知山市字篠尾	福知山市字篠尾	45	45	45	100	100
64			福知山市字篠尾	福知山市篠尾新町	57	57	57	100	100
65			福知山市字堀	福知山市東羽合町	224	224	224	100	100
66			福知山市字堀	福知山市字堀	103	103	103	100	100
67			福知山市篠尾新町	福知山市字新庄	59	59	59	100	100
68		府道福知山停車場線	福知山市字天田	福知山市字内記	150	150	150	100	100

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸) *2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
69	舞鶴市	一般国道27号	舞鶴市字小倉	舞鶴市田中町	53	48	47	91	89
70			舞鶴市田中町	舞鶴市字泉源寺	48	48	48	100	100
71			舞鶴市字泉源寺	舞鶴市字市場	74	74	74	100	100
72			舞鶴市字市場	舞鶴市字溝尻	65	52	51	80	78
73			舞鶴市字溝尻	舞鶴市字溝尻	61	61	61	100	100
74			舞鶴市字浜	舞鶴市字浜	64	50	50	78	78
75			舞鶴市字浜	舞鶴市字北吸	158	126	126	80	80
76		府道舞鶴野原港高浜線	舞鶴市字溝尻	舞鶴市字大波下	148	148	148	100	100
77			舞鶴市字大波下	舞鶴市字大波下	3	3	3	100	100
78			舞鶴市字大波下	舞鶴市字中田	1	1	1	100	100
79		府道東舞鶴停車場線	舞鶴市浜町	舞鶴市字浜	65	65	65	100	100
80			舞鶴市字浜	舞鶴市字浜	151	149	149	99	99
81		府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字小倉	舞鶴市字堂奥	18	12	13	67	72
82			舞鶴市字森	舞鶴市字森	33	33	33	100	100
83			舞鶴市字清道	舞鶴市字上安	68	68	68	100	100
84		主要地方道舞鶴和知線	舞鶴市字行永	舞鶴市八反田南町	227	223	223	98	98
85			舞鶴市字行永	舞鶴市八反田南町	99	83	95	84	96
86		府道老富舞鶴線	舞鶴市字与保呂	舞鶴市字与保呂	3	3	3	100	100
87			舞鶴市字与保呂	舞鶴市字行永	251	251	251	100	100
88	宇治市	府道京都宇治線	宇治市六地藏奈良町	宇治市菟道西集上り	558	558	558	100	100
89			宇治市菟道西集上り	宇治市宇治妙楽	216	216	216	100	100
90		府道宇治淀線	宇治市宇治妙楽	宇治市広野町西裏	666	666	666	100	100
91	宮津市	一般国道176号	宮津市字杉末	宮津市字須津	16	16	16	100	100
92			宮津市字須津	宮津市字須津	15	15	15	100	100
93		一般国道178号	宮津市石浦	宮津市字脇	159	159	159	100	100
94			宮津市字波路	宮津市字鶴賀	227	227	227	100	100
95			宮津市字脇	宮津市字波路	27	27	27	100	100
96			宮津市字須津	宮津市字須津	2	2	2	100	100
97			宮津市字国分	宮津市字大垣	74	74	74	100	100
98			宮津市字大垣	宮津市字江尻	50	50	50	100	100
99			宮津市字江尻	宮津市字日置	79	79	79	100	100
100			宮津市字日置	宮津市字日置	17	17	17	100	100
101			宮津市字日置	宮津市字里波見	8	8	8	100	100
102			宮津市字里波見	宮津市字田原	103	103	103	100	100
103	亀岡市	府道亀岡園部線	亀岡市古世町2丁目9	亀岡市横町	159	159	159	100	100
104			亀岡市横町	亀岡市保津町	168	168	168	100	100
105		府道亀岡停車場線	亀岡市追分町	亀岡市追分町	264	264	264	100	100
106			亀岡市追分町	亀岡市安町	123	123	123	100	100
107			亀岡市安町	亀岡市安町	80	80	80	100	100
108		府道亀岡停車場追分線	亀岡市追分町	亀岡市追分町	116	116	116	100	100
109		市道クニッテルフェルト通り	亀岡市追分町	亀岡市追分町	188	188	188	100	100
110	城陽市	一般国道24号	城陽市平川	城陽市寺田	4	4	3	100	75
111			城陽市平川	城陽市寺田	1	1	1	100	100
112			城陽市寺田	城陽市寺田	1	1	1	100	100
113			城陽市寺田	城陽市寺田	2	1	0	50	0
114			城陽市長池	城陽市奈島	152	114	79	75	52
115			城陽市奈島	城陽市奈島	4	1	0	25	0
116		一般国道307号	城陽市寺田	城陽市長池	52	44	39	85	75
117			城陽市市辺	城陽市市辺	8	8	6	100	75
118			城陽市市辺	城陽市奈島	92	90	90	98	98
119		府道城陽宇治線	城陽市寺田	城陽市久世	492	492	435	100	88
120			城陽市久世	城陽市平川	106	106	81	100	76
121			城陽市平川	城陽市平川	205	205	184	100	90
122		府道上狛城陽線	城陽市市辺西川原	城陽市市辺西川原	51	51	51	100	100
123			城陽市市辺	城陽市長池	187	186	186	99	99
124			城陽市市辺	城陽市市辺西川原	269	269	269	100	100
125			城陽市長池	城陽市富野	50	49	45	98	90
126		府道富野荘八幡線	城陽市長池	城陽市富野	151	149	147	99	97
127			城陽市富野	城陽市富野	293	293	293	100	100
128			城陽市富野	城陽市水主	868	868	868	100	100
129		府道寺田水主線	城陽市寺田	城陽市枇杷庄	275	275	275	100	100
130		府道富野荘停車場線	城陽市枇杷庄	城陽市富野	174	174	174	100	100
131		府道長池停車場線	城陽市長池	城陽市長池	32	32	32	100	100
132		府道山城青谷停車場線	城陽市市辺	城陽市市辺	157	157	157	100	100
133		府道山城総合運動公園城陽線	城陽市久世	城陽市寺田	72	52	67	72	93
134		府道八幡城陽線	城陽市平川	城陽市平川	385	385	382	100	99
135		府道内里城陽線	城陽市寺田	城陽市寺田	772	772	772	100	100
136		その他塚本深谷線	城陽市寺田	城陽市寺田	255	255	255	100	100

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸) *2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
137	向日市	府道伏見向日線	向日市森本町	向日市森本町	276	276	276	100	100
138			向日市森本町	向日市寺戸町	304	303	304	100	100
139			府道志水西向日停車場線	向日市上植野町	759	731	695	96	92
140			府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	212	204	210	96	99
141			向日市寺戸町	向日市寺戸町	67	60	66	90	99
142			向日市寺戸町	向日市寺戸町	165	165	165	100	100
143			向日市寺戸町	向日市寺戸町	266	265	265	100	100
144	長岡京市	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子2丁目1	長岡京市勝竜寺	557	557	557	100	100
145	八幡市	国道1号線	八幡市下奈良名越	八幡市戸津中代	6	6	4	100	67
146			八幡市戸津中代	八幡市八幡南山	93	78	51	84	55
147			府道八幡木津線	八幡市下奈良蜻蛉尻筋	4	4	4	100	100
148		府道八幡インター線	八幡市八幡科手	八幡市下奈良宮ノ道	724	724	724	100	100
149			八幡市下奈良宮ノ道	八幡市上津屋林	53	53	53	100	100
150			八幡市美濃山一ノ谷	八幡市八幡南山	31	31	29	100	94
151		府道長尾八幡線	八幡市八幡御幸谷	八幡市八幡三反長	21	21	21	100	100
152	京田辺市	一般国道1号 (第二京阪道路)	京田辺市松井樺谷	京田辺市山手南	264	158	152	60	58
153			京田辺市山手南	京田辺市山手南	87	83	80	95	92
154			京田辺市山手南	京田辺市松井交野ヶ原	50	50	50	100	100
155		一般国道24号 (京奈道路)	京田辺市大住片岸	京田辺市大住野上	8	8	8	100	100
156			京田辺市大住野上	京田辺市大住平谷	31	31	31	100	100
157			京田辺市大住平谷	京田辺市興戸大谷	303	303	303	100	100
158			京田辺市興戸大谷	京田辺市普賢寺上大門	2	2	2	100	100
159			京田辺市普賢寺上大門	京田辺市普賢寺小田垣内	9	9	9	100	100
160			京田辺市普賢寺小田垣内	京田辺市宮津中ノ谷	18	18	18	100	100
161		一般国道307号	京田辺市草内外島	京田辺市草内大東	1	1	1	100	100
162			京田辺市草内大東	京田辺市草内大切	165	165	165	100	100
163			京田辺市興戸八木屋	京田辺市興戸犬伏	39	39	39	100	100
164			京田辺市興戸北鉢立	京田辺市薪大仏谷	18	18	17	100	94
165		府道八幡木津線	京田辺市大住片岸	京田辺市大住三野	12	12	12	100	100
166			京田辺市大住三野	京田辺市大住関屋	5	5	5	100	100
167			京田辺市大住関屋	京田辺市薪薊	138	138	138	100	100
168			京田辺市薪薊	京田辺市薪加賀ノ辻	3	3	3	100	100
169			京田辺市薪加賀ノ辻	京田辺市田辺北川	191	191	191	100	100
170			京田辺市田辺北川	京田辺市田辺南田	166	166	166	100	100
171			京田辺市田辺南田	京田辺市興戸犬伏	58	58	57	100	98
172			京田辺市薪畠	京田辺市田辺丸山	118	118	118	100	100
173			京田辺市興戸宮ノ前	京田辺市興戸宮ノ前	23	23	23	100	100
174			京田辺市興戸宮ノ前	京田辺市興戸地藏谷	7	5	5	71	71
175			京田辺市興戸地藏谷	京田辺市多々羅前田	31	29	30	94	97
176			京田辺市多々羅前田	京田辺市同志社山手2丁目3	102	102	102	100	100
177			京田辺市同志社山手2丁目3	京田辺市同志社山手2丁目2	5	5	5	100	100
178		府道生駒井手線	京田辺市打田宮前	京田辺市打田宮本	3	3	3	100	100
179			京田辺市打田宮本	京田辺市打田宮下	52	52	52	100	100
180			京田辺市水取地藏講	京田辺市水取地藏講	3	3	3	100	100
181			京田辺市水取地藏講	京田辺市普賢寺小田垣内	14	14	14	100	100
182			京田辺市普賢寺小田垣内	京田辺市多々羅前田	56	56	56	100	100
183			京田辺市多々羅前田	京田辺市三山木中央	572	572	572	100	100
184			京田辺市三山木田中	京田辺市三山木田中	121	121	121	100	100
185			京田辺市三山木田中	京田辺市三山木外島	241	241	241	100	100
186		府道交野久御山線	京田辺市松井柏原	京田辺市松井柏原	6	6	6	100	100
187	京丹後市	一般国道178号	京丹後市網野町島津	京丹後市網野町網野	400	399	400	100	100
188	南丹市	一般国道9号	南丹市八木町木原	南丹市園部町上木崎町	257	233	233	91	91
189	木津川市	一般国道24号	木津川市山城町綺田	木津川市山城町平尾	9	8	8	89	89
190		一般国道24号 (京奈和自動車道)	木津川市木津川台	木津川市市境	141	141	141	100	100
191			木津川市市境	木津川市相楽	48	48	48	100	100
192			木津川市相楽	木津川市相楽	170	97	84	57	49
193		府道木津市坂線	木津川市木津	木津川市市境	116	114	114	98	98
194		府道奥海印寺納所線	大山崎町円明寺鳥居前	大山崎町円明寺鳥居前	503	503	503	100	100
195		名神高速道路	大山崎町円明寺	大山崎町円明寺	118	118	118	100	100
196	久御山町	一般国道478号	久御山町中島	久御山町森	24	22	8	92	33
197	宇治田原町	府道宇治淀線	久御山町大橋辺	久御山町大橋辺	85	85	85	100	100
198			久御山町田井字向野	久御山町島田ミスノ	36	36	36	100	100
199			久御山町島田	久御山町大橋辺	72	72	69	100	96
200	宇治田原町	一般国道307号	宇治田原町大字奥山田	宇治田原町大字奥山田	16	0	0	0	0
201			宇治田原町大字奥山田	宇治田原町大字奥山田	10	10	10	100	100
202			宇治田原町北堂山	宇治田原町郷之口池ノ首	10	10	10	100	100
203			宇治田原町郷之口池ノ首	宇治田原町南杉谷	44	44	44	100	100
204		一般国道307号	宇治田原町大字奥山田	宇治田原町大字岩山	28	27	27	96	96

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸)*2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
205	笠置町	一般国道163号	笠置町笠置	南山城村北大河原	77	77	77	100	100
206	精華町	府道奈良精華線	精華町光台	精華町大字東畑	54	54	54	100	100
207	南山城村	府道上野南山城線	南山城村北大河原	南山城村北大河原	40	40	40	100	100
208	京丹波町	一般国道27号	京丹波町下山赤瀬	京丹波町蒲生	89	89	89	100	100
209		府道富田胡麻停車場線	京丹波町富田	京丹波町実勢	54	54	54	100	100
210		一般国道478号	京丹波町才原	京丹波町和田	17	17	17	100	100
211		(京都縦貫道)	京丹波町和田	京丹波町須知	35	35	35	100	100
212	与謝野町	府道宮津養父線	与謝野町上山田	与謝野町字四辻	241	241	241	100	100
213		府道大宮岩滝線	与謝野町弓木	与謝野町岩滝	87	87	87	100	100

(注) 市内の評価区間については、各市が測定・評価を実施。

* 1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

* 2 測定地点における交通量及び道路構造が近似している道路に面する地域（道路沿道両側50m）に立地する住居等の戸数

* 3 環境基準達成住居戸数／評価住居戸数×100%（小数点以下四捨五入）

* 4 環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合は、B類型の基準を適用

資料43 新幹線鉄道騒音等実態調査結果（令和５年度）

地点 番号	測 定 年 月 日	測 定 地 点 (線 路 最 寄 地 点 名)	用 途 地 域 地 域 類 型	平均列車 速 度 (km/h)	構造物の種類		軌 道 の 種 類	防音壁		騒音レベル						振動レベル	
					種 類	構造物 の高さ (m)		種 類	構 造 物 か ら の 高 さ(m)	12.5m		25m		50m		25m	
										値	環 境 基 準	値	環 境 基 準	値	環 境 基 準	値	指 針 値
①	R5.11.14	京都市山科区大塚中溝 (上り側)	第2種中高層 住 居 専 用 Ⅰ	240	盛土	6.3	バラスト (マット無)	干渉型	2.5	70	○	68	○	65	○	50	○
②	R5.10.24	京都市山科区大塚丹田 (下り側)	第1種中高層 住 居 専 用 Ⅰ	235	盛土	6.9	バラスト (マット無)	干渉型	2.5	71	×	68	○	62	○	51	○
③	R5.10.25	京都市山科区北花山大林 町(下り側)	第 2 種 住 居 Ⅰ	197	盛土	3.4	バラスト (マット有)	改良型	3.6	70	○	68	○	65	○	49	○
④	R5.11.7	京都市南区唐橋井園町 (下り側)	準 工 業 Ⅱ	136	高架橋 (ラーメン)	5.4	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	79	×	74	○	70	○	48	○
⑤	R5.11.8	京都市南区久世上久世町 (下り側)	第 1 種 住 居 Ⅰ	216	高架橋 (ラーメン)	6.4	バラスト (マット有)	新型	2.5	71	×	68	○	64	○	58	○
⑥	R5.10.17	向日市森本町東ノ口 (上り側)	調 整 区 域 Ⅰ	261	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	改良型	2.9	70	○	70	○	62	○	56	○
⑦	R5.10.17	向日市森本町佃 (下り側)	工 業 Ⅱ	249	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	72	○	72	○	64	○	57	○
⑧	R6.1.29	長岡京市神足橋本 (下り側)	工 業 Ⅱ	235	高架橋 (ラーメン)	9.3	バラスト (マット有)	新型	2.0	73	○	72	○	69	○	53	○
⑨	R5.10.24	大山崎町大山崎鏡田 (上り側)	第 1 種 住 居 Ⅰ	267	高架橋 (ラーメン)	8.4	バラスト (マット有)	新型	2.9	70	○	66	○	64	○	64	○
⑩	R5.10.24	大山崎町大山崎茶屋前 (下り側)	第 1 種 住 居 Ⅰ	263	高架橋 (桁式)	7.7	バラスト (マット有)	新型	2.5	66	○	66	○	63	○	55	○

※環境基準(騒音)：地域類型Ⅰ 70dB Ⅱ 75dB 指針値(振動)：70dB
※地点番号⑩：12.5m地点は、15m地点での測定結果

資料44 受付機関別、種類別公害苦情件数(令和5年度・新規受付分)

公害の種類 受付機関		典 型 7 公 害							左 記 以 外			合 計	前 年 度 合 計	増 減		
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	7 (内数) 低 周 波	公 振 動	害 地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄				そ の 他	小 計
乙訓	向日市	3	2	0	6	0	0	0	7	18	1	0	1	19	15	4
	長岡京市	2	6	0	10	0	1	0	7	26	1	0	1	27	38	-11
	大山崎町	0	0	0	3	0	0	0	2	5	1	0	1	6	20	-14
	小計	5	8	0	19	0	1	0	16	49	3	0	3	52	73	-21
山城北	宇治市	8	5	0	27	0	1	0	29	70	5	0	5	75	62	13
	城陽市	15	5	1	11	0	4	0	9	45	12	3	15	60	63	-3
	久御山町	5	9	0	5	0	4	0	10	33	1	133	134	167	162	5
	八幡市	17	11	1	12	0	6	0	7	54	13	0	13	67	81	-14
	京田辺市	12	2	0	11	0	1	0	4	30	92	65	157	187	194	-7
	井手町	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4	2	2
	宇治田原町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	-2
	小計	57	33	2	66	0	16	0	63	237	123	201	324	561	567	-6
山城南	木津川市	5	5	0	3	0	0	0	5	18	1	0	1	19	11	8
	笠置町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	和束町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精華町	4	9	2	16	0	0	0	1	32	0	0	0	32	26	6
	南山城村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	10	8	2
	小計	10	14	2	19	0	0	0	6	51	11	0	11	62	45	17
南丹	亀岡市	1	2	0	13	0	0	0	10	26	110	77	187	213	112	101
	南丹市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4	-3
	京丹波町	7	1	0	1	0	0	0	0	9	12	67	79	88	104	-16
	小計	8	3	0	14	0	0	0	11	36	122	144	266	302	220	82
中丹西	福知山市	23	13	0	5	0	1	0	5	47	1	1	2	49	52	-3
中丹東	綾部市	8	0	0	3	0	0	0	2	13	0	0	0	13	20	-7
	舞鶴市	7	3	0	1	0	0	0	6	17	0	0	0	17	21	-4
	小計	15	3	0	4	0	0	0	8	30	0	0	0	30	41	-11
丹後	宮津市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1
	京丹後市	7	10	0	3	0	0	0	12	32	2	0	2	34	27	7
	与謝野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	-3
	伊根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	7	10	0	3	0	0	0	13	33	2	0	2	35	30	5
京都市		54	36	0	211	0	7	0	84	392	0	0	0	392	322	70
合 計		179	120	4	341	0	25	0	206	875	262	346	608	1,483	1,350	133

前年度合計	182	91	1	347	11	31	0	156	808	240	302	542	1,350
増 減	-3	29	3	-6	-11	-6	0	50	67	22	44	66	133

資料45 公害の種類、公害発生源別苦情件数（令和５年度・新規受付分）

公害の種類 公害発生源の種類		典 型 7 公 害									左 記 以 外			合	前 年 度	増 減
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	うち 低 周 波	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄	そ の 他	小 計	計		
合 計		179	120	4	341	0	25	0	206	875	262	346	608	1,483	1,350	133
会 社 ・ 事 業 所	小 計	81	38	2	288	0	16	0	104	529	16	31	47	576	550	26
	農 業 ・ 林 業	5	0	0	5	0	0	0	4	14	0	2	2	16	15	1
	漁 業	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	6	0	0	0	1	7	0	0	0	7	4	3
	建設業	52	6	1	153	0	6	0	9	227	11	3	14	241	227	14
	製造業	6	5	1	19	0	1	0	27	59	1	1	2	61	78	-17
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	2	0	0	0	0	3	1	0	1	4	3	1
	情報通信業	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	運輸業・郵便業	2	1	0	7	0	1	0	1	12	0	1	1	13	19	-6
	卸売業・小売業	1	5	0	11	0	0	0	3	20	0	0	0	20	26	-6
	金融業・保険業	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	不動産業・物品賃貸業	0	1	0	2	0	0	0	0	3	2	9	11	14	13	1
	学術研究・専門・技術サービス業	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	3	1	2
	宿泊業・飲食サービス業	1	1	0	41	0	1	0	31	75	1	0	1	76	73	3
	生活関連サービス業・娯楽業	2	7	0	10	0	1	0	8	28	0	2	2	30	26	4
不 明	教育・学習支援業	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	6	3	3
	医療・福祉	2	0	0	8	0	0	0	1	11	0	0	0	11	4	7
	複合サービス事業	1	0	0	1	0	0	0	2	4	0	0	0	4	0	4
	サービス業	6	9	0	11	0	5	0	15	46	0	1	1	47	37	10
	公務	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	12	12	14	16	-2
	分類不能の産業	1	1	0	2	0	0	0	2	6	0	0	0	6	5	1
	個 人	79	18	1	31	0	3	0	49	181	13	113	126	307	328	-21
そ の 他		0	12	0	8	0	5	0	4	29	1	136	137	166	179	-13
不 明		19	52	1	14	0	1	0	49	136	232	66	298	434	293	141

資料46 発生原因、種類別公害苦情件数(令和5年度・新規受付分)

公害の種類 公害発生原因	典 型 7 公 害									左 記 以 外			合 計	前 年 度	増 減
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	う ち 低 周 波	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄	そ の 他	小 計			
合 計	179	120	4	341	0	25	0	206	875	262	346	608	1,483	1,350	133
焼 却 (施 設)	8	0	0	0	0	0	0	7	15	0	0	0	15	22	-7
産 業 用 機 械 作 動	3	0	0	57	0	4	0	13	77	0	0	0	77	104	-27
産 業 排 水	0	14	0	0	0	0	0	9	23	1	0	1	24	11	13
流 出 ・ 漏 洩	0	33	1	1	0	0	0	7	42	0	0	0	42	36	6
工 事 ・ 建 設 作 業	55	3	1	152	0	7	0	5	223	5	2	7	230	198	32
飲 食 店 営 業	1	0	0	23	0	1	0	27	52	0	0	0	52	49	3
カ ラ オ ケ	0	0	0	15	0	0	0	0	15	0	0	0	15	21	-6
移動発生源 (自動車運行)	0	8	1	11	0	5	0	3	28	0	0	0	28	21	7
移動発生源 (鉄道運行)	0	0	0	2	0	1	0	1	4	0	0	0	4	3	1
移動発生源 (航空機運航)	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
廃 棄 物	0	0	0	0	0	0	0	2	2	128	0	128	130	221	-91
家 庭 生 活 (機 器)	1	0	0	10	0	2	0	9	22	26	0	26	48	18	30
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	0	0	0	3	0	0	0	2	5	2	0	2	7	2	5
家 庭 生 活 (そ の 他)	1	2	0	10	0	1	0	17	31	75	3	78	109	38	71
焼 却 (野 焼 き)	101	0	1	0	0	0	0	23	125	0	11	11	136	136	0
自 然 系	0	6	0	0	0	0	0	4	10	2	303	305	315	261	54
そ の 他	5	8	0	48	0	3	0	37	101	17	25	42	143	107	36
不 明	4	46	0	8	0	1	0	40	99	6	2	8	107	102	5

資料47 京都府公害審査会の処理事件の概要（令和6年12月末現在）

事 件 名	事 件 の 概 要	事件の処理状況
昭和48年(調)第1号事件 (昭和48年3月5日受付)	京都市外環状線道路における自動車騒音・振動により居住環境が破壊されたとして、過去及び将来の被害の損害と抜本的対策を求めたもの。	調停打ち切り (昭和49年2月14日)
昭和48年(仲)第1号事件 (昭和48年7月16日受付)	自動車会社から排出されるばい煙によりぜん息にかかったとして、慰謝料等の支払いを求めたもの。	仲裁判断 (昭和48年12月13日)
昭和49年(調)第1号事件 (昭和49年3月27日受付)	自動車会社の産業廃棄物の不法投棄により比叡山系の自然環境が破壊され、同時に水質を汚染した恐れがあるとして、自然環境の原状回復と賠償を求めたもの。 (昭和49年(調)第2号事件は、第1号事件と同一事件のため、昭和49年6月5日併合)	調停成立 (昭和50年3月27日)
昭和49年(調)第2号事件 (昭和49年6月5日受付)		
昭和49年(調)第3号事件 (昭和49年5月21日受付)	鉛の精錬・再生作業により発生する亜硫酸ガス、鉛等により周辺山林に被害を受けたとして、事業活動の停止と損害賠償を求めたもの。	調停打ち切り (昭和50年11月18日)
昭和49年(調)第4号事件 (昭和49年8月20日受付)	隣家の自動織機から発生する振動・騒音のために家族の健康的な生活が侵害されたとして、病人の療養生活ができる程度まで相当の対策を講じることを求めたもの。	調停成立 (昭和50年1月18日)
昭和53年(調)第1号事件 (昭和53年1月11日受付)	隣家の鉄工所から発生する騒音・振動のために家族の健康的な生活が侵害されたとして、騒音・振動発生施設の使用禁止を求めたもの。	調停打ち切り (昭和54年4月11日)
昭和55年(調)第1号事件 (昭和55年4月24日受付)	隣家の織機から発生する振動により静かな生活環境が損なわれ、精神的・肉体的被害を受けたとして、相当の防止対策を求めたもの。	調停成立 (昭和55年10月24日)
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年8月28日受付)	モーター類似施設の営業により地下水の枯渇及び排水による被害の発生が予想されるとして、施設の営業差止めを求めたもの。	調停打ち切り (昭和61年3月12日)
昭和60年(調)第1号事件 (昭和60年11月11日受付)	紙工工場の裁断機の稼働により発生する騒音・振動により日常生活に支障が出ているとして、防音・防振対策を求めたもの。	調停成立 (昭和61年4月24日)
昭和62年(調)第1号事件 (昭和62年7月21日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動により被害を受けたとして、その補償と防音対策を求めたもの。	調停成立 (昭和62年11月25日)
昭和62年(調)第2号事件 (昭和62年8月10日受付)	青空駐車場における深夜の車両の出入りに伴う騒音により被害を受けているとして、慰謝料の支払いと深夜の車両の出入り差止め等を求めたもの。	調停成立 (昭和62年12月24日)
平成元年(調)第1号事件 (平成元年4月4日受付)	砂利置場からの騒音・振動・粉じんにより被害を受けているマンション住民が、騒音防止施設の設置や操業時間の短縮等を求めたもの。	調停成立 (平成4年5月27日)
平成2年(調)第1号事件 (平成2年8月10日受付)	平成元年(調)第1号事件への参加申立て	
平成3年(調)第1号事件 (平成3年2月28日受付)	隣家のビル建設に伴う排気口等からの大気汚染、悪臭等による財産被害及び健康被害の賠償を求めたもの。	調停打ち切り (平成3年7月23日)
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月14日受付)	バラ園における農薬散布(大気汚染)により健康被害を受ける恐れがあるとする隣接住民が、農薬を散布しないことを求めたもの。	調停打ち切り (平成6年7月28日)
平成5年(調)第1号事件 (平成5年4月16日受付)	隣接する居酒屋のカラオケ騒音により申請人の家族に生活被害があるとして、防音工事とカラオケの音量制限を求めたもの。	調停成立 (平成6年2月28日)
平成5年(調)第2号事件 (平成5年5月17日受付)	平成4年(調)第1号事件への参加申立て	調停打ち切り (平成6年7月28日)
平成5年(調)第3号事件 (平成5年10月8日受付)		
平成6年(調)第1号事件 (平成6年1月21日受付)		
平成7年(調)第1号事件 (平成7年5月23日受付)	鉄道の新駅設置工事に伴う騒音・振動等による被害を受けている或いは被害を受ける恐れがあるとして、損害の賠償及び休日等に工事を行わないことを求めたもの。	調停申請取下げ (平成7年8月31日)
平成8年(調)第1号事件 (平成8年5月30日受付)	変電所設置工事に伴う騒音・振動等による被害の補償並びに変電所稼働後の騒音・振動等の防止措置及び賠償を求めたもの。	調停打ち切り (平成9年7月16日)
平成8年(調)第2号事件 (平成8年10月28日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動等による被害の補償を求め、併せて日照阻害等により生活利益が侵害されたとして、対策措置を求めたもの。	調停成立 (平成9年6月23日)
平成9年(調)第1号事件 (平成9年7月18日受付)	清掃工場建設工事車両の通行に伴う騒音・振動等に係る調査・対策及び被害補償並びに対策の立案が完了するまでの間の通行の中止を求めたもの。 (平成9年(調)第2号事件は、第1号事件と同一事件のため、平成9年10月17日併合)	調停打ち切り (平成10年5月28日)
平成9年(調)第2号事件 (平成9年10月3日受付)		

平成10年(調)第1号事件 (平成10年9月2日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動等による被害及び完成後マンションによる日照障害等の被害の補償を求めたもの。	調停成立 (平成11年1月29日)
平成14年(調)第1号事件 (平成14年5月15日受理)	マンション建設工事に伴う騒音・振動・悪臭・粉じん等の被害及び完成後マンションによる日照障害等の被害の補償を求めたもの。	調停成立 (平成14年12月4日)
平成14年(調)第2号事件 (平成14年6月25日受理)	新幹線鉄道の走行に伴う振動により被害を被っているとして、振動防止措置及び賠償等を求めたもの。	調停申請取下げ (平成16年7月27日)
平成16年(調)第1号事件 (平成16年3月22日受理)	建物屋上の空調設備の騒音が大きく、また、建物壁面の彩色が違和感を与えているとして、屋上設備を板塀等で隠し、壁面の彩色を変更することを求めたもの。 (平成17年(調)第1号事件は、平成16年(調)第1号事件と同一事件のため、平成17年7月25日併合)	一部調停打ち切り (平成18年4月11日)
平成17年(調)第1号事件 (平成17年4月1日受理)		一部調停取下げ (平成18年5月1日) 一部調停打ち切り (平成18年5月2日) 調停打ち切り (平成18年5月8日)
平成16年(調)第2号事件 (平成16年8月3日受理)	鉄道走行に伴う騒音・振動により被害を受けているとして、騒音・振動低減策を実行、継続することを求めたもの。	調停成立 (平成17年12月27日)
平成17年(調)第2号事件 (平成17年7月8日受理)	トンネル工事に伴う振動・地盤沈下・粉じんによる被害の補償を求めたもの。	調停打ち切り (平成18年4月15日)
平成17年(調)第3号事件 (平成17年12月1日受理)	燃焼装置から発生する粉じん・悪臭による被害を受けているとして、燃焼装置の使用停止及び賠償を求めたもの。	調停成立 (平成18年4月4日)
平成19年(調)第1号事件 (平成19年8月29日受理)	マンション建設工事に伴う土壌汚染からの安全性確保の検証のため、検査結果の開示及び原地盤の液状化の可能性について説明等を求めたもの。	調停成立 (平成19年12月14日)
平成19年(調)第2号事件 (平成19年11月9日受理)	菓子類製造工場からの騒音・悪臭の被害を受けているとして、建築基準法に基づく是正命令の実施及び損害賠償を求めたもの。	調停打ち切り (平成20年8月1日)
平成20年(調)第1号事件 (平成20年5月28日受理)	幼稚園児の公園使用に伴い騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (平成21年4月1日)
平成20年(調)第2号事件 (平成20年10月6日受理)	スーパーマーケットの空調機からの騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停成立 (平成21年6月9日)
平成21年(調)第1号事件 (平成21年6月8日受理)	小学校及び中学校の放送音、クラブ活動等の騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (平成21年12月9日)
平成21年(調)第2号事件 (平成21年8月28日受理)	高速道路建設後に発生する公害により健康被害及び財産被害のおそれがあるとして、建設位置の変更等を求めたもの。	調停打ち切り (平成22年6月8日)
平成21年(調)第3号事件 (平成21年9月8日受理)	道路建設後に発生する公害により健康被害及び財産被害のおそれがあるとして、対策措置を求めたもの。	調停打ち切り (平成22年4月28日)
平成22年(調)第1号事件 (平成22年2月15日受理)	平成21年(調)第2号事件への参加申し立て	調停打ち切り (平成22年6月8日)
平成22年(調)第2号事件 (平成22年10月1日受理)	包装フィルム製造工場からの悪臭の被害を受けているとして、悪臭対策及び対策終了までの間の操業停止を求めたもの。	調停打ち切り (平成23年10月14日)
平成23年(調)第1号事件 (平成23年7月6日受理)	野球場から発生する応援等の騒音被害を受けているとして、騒音の規制及び楽器等を使用するイベントを開催しないことを求めたもの。	調停打ち切り (平成24年5月24日)
平成24年(調)第1号事件 (平成24年2月21日受理)	建設資材置場から騒音等被害を受けているとして、資材置場等としての利用の中止及びその後も騒音・粉じんを発生させる使用をしないことなどを求めたもの。	一部調停打ち切り (平成24年4月18日) 一部調停取下げ (平成24年4月25日)
平成24年(調)第2号事件 (平成24年3月26日受理)	建設資材置場から騒音等被害を受けているとして、資材置場等としての利用の中止及びその後も騒音・粉じんを発生させる使用をしないことなどを求めたもの。	調停申請却下 (平成24年4月18日)
平成24年(調)第3号事件 (平成24年5月22日受理)	汚染土壌を封じ込めた擁壁の工事工法を設計図書等により明らかにし、汚染土壌除去等の費用負担及び損害賠償を求めたもの。	調停打ち切り (平成25年10月2日)
平成25年(調)第1号事件 (平成25年3月19日受理)	申請人宅前の車道に設置された消火栓上を自動車が通過した際に振動・騒音が発生しているとして、消火栓の設置場所を移すこと等を求めたもの。	調停打ち切り (平成25年10月17日)
平成25年(調)第2号事件 (平成25年6月11日受理)	被申請人が運営する学校グラウンドから騒音被害を受けているとして、練習時間等の制限を求めたもの。	調停成立 (平成27年7月22日)

平成25年(調)第3号事件 (平成25年7月9日受理)	被申請人が運営する学校グラウンドから発生する騒音及び砂塵の被害を受けているとして、防音・防砂壁等の設置を求めたもの。	調停打ち切り (平成26年7月22日)
平成25年(調)第4号事件 (平成25年11月12日受理)	被申請人の消防団の訓練時に発生する騒音の被害を受けているとして、訓練場所の変更及び損害賠償を求めたもの。	調停申請取下げ (平成26年8月8日)
平成26年(調)第1号事件 (平成26年8月5日受理)	平成26年(調)第1号事件への参加申し立て	調停打ち切り (平成27年6月23日)
平成26年(調)第2号事件 (平成26年11月11日受理)		
平成26年(調)第3号事件 (平成26年12月26日受理)		
平成27年(調)第1号事件 (平成27年3月2日受理)		
平成27年(調)第2号事件 (平成27年7月27日受理)	被申請人が計画するコンビニエンスストア等の出店によって、騒音及び悪臭等の被害を受けるおそれがあるとして、事業計画の変更などを求めたもの。	調停申請取下げ (平成27年9月16日)
平成28年(調)第1号事件 (平成28年4月14日受理)	被申請人が計画する大型バス駐車場の設置によって、騒音及び振動等の被害を受けるおそれがあるとして、設置場所の変更を求めたもの。	調停打ち切り (平成28年10月3日)
平成28年(調)第2号事件 (平成28年5月9日受理)	木材加工工場から発生する騒音により被害を受けているとして、木材加工工場の稼働停止や損害賠償などを求めたもの。	調停打ち切り (平成28年8月29日)
平成29年(調)第1号事件 (平成29年4月20日受理)	マンションの機械式駐車場等からの騒音により被害を受けているとして、機械式駐車場の場所の変更等を求めたもの。	調停打ち切り (平成30年9月14日)
平成30年(調)第1号事件 (平成30年5月21日受理)	被申請人の事務所兼資材置場からの作業騒音により被害を受けているとして、資材置場の移動等を求めたもの。	調停成立 (平成31年2月18日)
平成30年(調)第2号事件 (平成30年8月22日受理)	被申請人の漬物製造工場から発生する騒音・悪臭により被害を受けているとして、騒音・悪臭の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (令和元年9月2日)
平成31年(調)第1号事件 (平成31年3月4日受理)	被申請人からの騒音被害の申立を受けて停止している防霜ファンの一部の稼働再開を求めたもの。	調停打ち切り (令和元年8月20日)
令和元年(調)第2号事件 (令和元年7月9日受理)	被申請人の店舗からの悪臭により被害を受けているとして、店舗から排出される煙・臭いについて排出先を変更するか、強力な防臭、脱臭装置の設置を求めたもの。	調停成立 (令和2年3月24日)
令和元年(調)第3号事件 (令和元年7月12日受理)	高校グラウンドからの騒音の被害を受けているとして、練習場所の変更や騒音の低減等を求めたもの。	調停打ち切り (令和2年2月19日)
令和元年(調)第4号事件 (令和元年12月27日受理)	被申請人の大学から有機溶剤含有剤等の刺激臭・悪臭によって被害を受けているとして、その刺激臭・悪臭の周囲への漏えい防止を求めたもの。	調停申請取下げ (令和3年1月15日)
令和2年(調)第1号事件 (令和2年7月30日受理)	被申請人のバイオマス発電所からの悪臭・騒音によって被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	一部調停打ち切り (令和4年8月31日) 一部調停成立 (令和5年2月3日)
令和3年(調)第1号事件 (令和3年11月11日受理)	宗教法人施設において行われている演奏等の活動から生じる騒音により被害を受けているとして、防音設備の設置等を求めたもの。	調停打ち切り (令和5年9月12日)
令和5年(調)第1号事件 (令和5年4月20日受理)	被申請人宅における焼却行為により煙及び悪臭の被害を受けているとして、焼却禁止や損害賠償を求めたもの。	調停成立 (令和5年12月6日)
令和5年(調)第2号事件 (令和5年7月10日受理)	被申請人が運営する福祉施設のエアコン等から発生する騒音及び振動によって被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	調停打ち切り (令和6年10月25日)
令和5年(調)第3号事件 (令和5年7月26日受理)	隣接する飲食店から発生する騒音及び悪臭により被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	調停打ち切り (令和6年6月17日)

資料48 関西電力(株)舞鶴発電所環境保全協定遵守状況(令和4・令和5年度)

(1) 大気関係

項 目		単 位	協定値	令和4年度実績	令和5年度実績
硫 黄 酸 化 物	年間総排出量	10 ³ Nm ³ /年	1,523	632	650
	時間当たり最大排出量	Nm ³ /時	255	173	174
窒 素 酸 化 物	年間総排出量	10 ³ Nm ³ /年	1,457	1,169	1,145
	時間当たり最大排出量	Nm ³ /時	244	215	207
硫 黄 酸 化 物	排出口最大濃度(1号機)	ppm	49	37	36
	排出口最大濃度(2号機)			44	45
窒 素 酸 化 物	排出口最大濃度(1号機)	ppm (残存酸素濃度6%換算値)	45	42	44
	排出口最大濃度(2号機)			45	42
ば い じ ん	排出口最大濃度(1号機)	g/Nm ³ (残存酸素濃度6%換算値)	0.009	0.007	0.005
	排出口最大濃度(2号機)			0.005	0.008

(2) 水質関係

項 目				単位	協定値	令和4年度実績	令和5年度実績	
構 内 排 水 (冷 却 排 水 を 除 く)	排水量		最 大	m³／日	2,750	2,497	1,723	
			平 均		1,260以下	1,129	1,095	
	汚 濁	化学的酸素要求量(COD)	最 大	kg／日	22	6.90	8.10	
			平 均		10.1以下	3.69	3.56	
	負 荷	浮遊物質量(SS)	最 大	kg／日	27.5	1.98	1.33	
			平 均		12.6以下	1.03	1.03	
	量	n－ヘキサン抽出物質含有量(油分量)	最 大	kg／日	2.8	1.98	1.33	
			平 均		1.3以下	1.03	1.03	
	水	水素イオン濃度(pH)	最 大	－	8.6	8.1	7.6	
			最 小		5.8	6.6	6.7	
		化学的酸素要求量(COD)	最 大	mg／L	15	7.2	7.8	
			日 平 均		8以下	3.6	3.5	
	を	浮遊物質量(SS)	最 大	mg／L	15	1	2	
			日 平 均		10以下	<1	<1	
	除 く	質	n－ヘキサン抽出物質含有量(油分量)	最 大	mg／L	1	<1.0	<1.0
			ふっ素含有量	最 大	mg／L	13.5	0.3	0.2
冷 却 排 水 の 排 水 量			最 大	10³m³／日	6,307	6,142	6,163	
取 水 ・ 放 水 の 温 度 差			最 大	℃	7 以下	7.0	6.9	

※ 1号機は平成16年8月から営業運転開始、2号機は平成22年8月から営業運転開始
※ 「<」は、定量限界値未満のデータ（またはこれを含むデータから算定された値）に付している。

(注)「関西電力(株)宮津エネルギー研究所公害防止協定遵守状況」については、同施設の発電設備が平成16年4月から休止中のため、平成19年度版環境白書から掲載していません。